

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保)濃縮個別 08 R3
提出年月日	2022年6月3日

## 設備の所掌に係る補足説明資料

本資料は、【保)濃縮個別 08 R2】の改訂版 (R3) である。

改訂内容を以下に示す。

- 本文において、巡視点検の対象外の設備に関する説明を適正化
- 本文において、保安上特に管理を必要とする設備の補正申請の対応方針に廃品シリンダの名称変更の説明を追加
- 添付において、保安上特に管理を必要とする設備の廃品シリンダの名称を変更
- 記載の適正化

※【保)濃縮個別 08 R2】から変更した部分を青字にて示す。

## 目 次

1. 概要	1
2. 保安規定における設備所掌に係る変更内容に関する説明	1
3. 保安規定に定める設備の選定に関する説明	1
4. 放射線管理施設、安全避難通路等設備の事業変更許可、設工認及び保安規定の 関係性	5
5. 放射線管理施設の所掌について	6
6. 設備所掌における補正申請の対応方針	7

添付 加工施設保安規定変更内容に係る詳細説明（設備所掌に係る事項）

## 1. 概要

本資料は、ウラン濃縮加工施設保安規定変更認可申請（以下「保安規定」という。）における変更内容である「施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長」、「巡視点検を行う設備等」、「保安上特に管理を必要とする設備」及び「放射線測定器類」について説明するものである。

## 2. 保安規定における設備所掌に係る変更内容に関する説明

「施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長」（保安規定別表1）、「巡視点検を行う設備等」（保安規定別表3）、「保安上特に管理を必要とする設備」（保安規定別表5）及び「放射線測定器類」（保安規定別表28）については、複数の理由により変更している。

そのため、各別表における変更内容及び変更理由の詳細を添付に示す。

なお、保安規定変更認可申請書においては、そのうち主たる変更理由である「設備の新設等に伴う施設の管理対象設備の追加及び追加した設備の所掌の明確化」の趣旨を記載している。

## 3. 保安規定に定める設備の選定に関する説明

### (1) 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（保安規定別表1）

#### a. 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（保安規定別表1）に記載する設備の選定

現行の保安規定別表1においては、許認可対象設備及び保安規定で管理するとしたエリア等（固形化処理待ち機械油置場等）を記載していた。

今回、設工認における基本設計方針、仕様表に設備の記載があることから、保安規定別表1に記載する設備について図-1に基づき選定している。

また、保安規定で管理するとしたエリア等については、保安規定別表1において管理する必要があることから、引続き保安規定別表1に記載する設備とする。

#### ①：仕様表対象設備

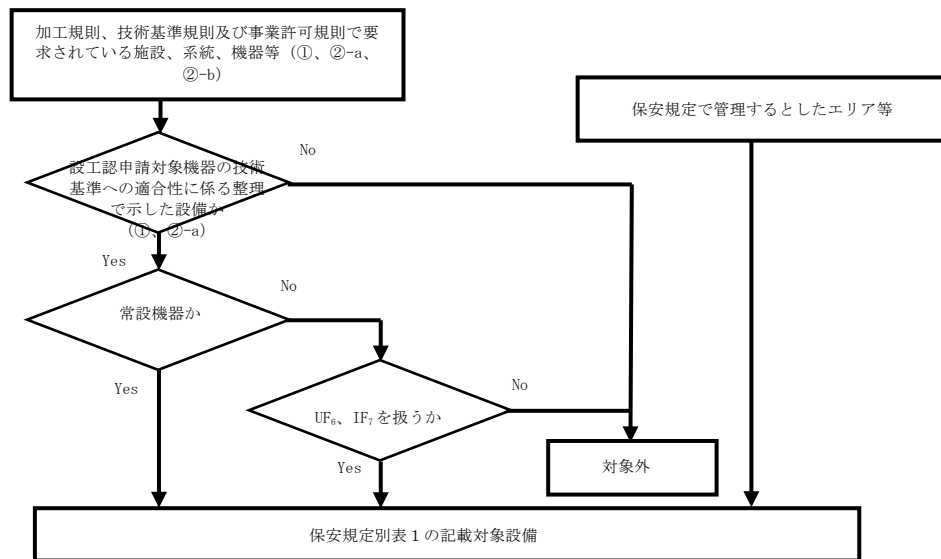
技術基準規則等の要求事項を達成するため、その機能、性能に係る仕様項目（温度、圧力、容量等）を示すことにより適合性を説明する設備（例：遠心分離機、2号発生槽等）

#### ②-a：基本設計方針に個別名称を記載する設備

技術基準規則などの要求事項を達成するため、仕様項目を示す必要はないが、事業変更許可申請書及び技術基準規則において設置することを明示している設備（仕様表対象外）（例：防護カバー、送風機等）

#### ②-b：①、②-a以外の設備

施設共通の基本設計方針として示す設備等（例：主要配管の支持構造物等）



図－1 保安規定別表 1 対象設備選定フロー

b. 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（保安規定別表 1）の記載方法

現行の保安規定別表 1 においては、管理担当課長及び保修担当課長を明示しており、管理担当課長及び保修担当課長が同じである場合は、最大で施設区分単位で括って記載していた。

今回の保安規定別表 1 においては、保安規定別表 1 で管理する設備を明確にするために最大で施設区分単位で括っていたものを最大でも設備区分単位で括るように記載方法を見直した。

また、保安規定で管理するとしたエリア等については、保安規定の各条文で維持管理を行うとしていることから、当該条文と保安規定別表 1 との関連性を明確にするために管理担当課長及び保修担当課長が同じであっても、現行どおりエリア等ごとに記載するものとする。

(2) 巡視点検を行う設備等（保安規定別表 3）

a. 巡視点検を行う設備等（保安規定別表 3）に記載する設備の選定

現行の保安規定別表 3 においては、前述 3. (1) で選定した保安規定別表 1 に記載した設備について巡視点検対象設備としていた。ただし、以下の除外事項を除く。

今回の保安規定別表 3 においても現行と同様の考え方で記載する設備を選定した。

[除外事項]

- ① 運転員が常駐する中央制御室又は管理廃水処理室で状態確認できるもの（例：計器、センサ、インターロック等）

ただし、屋内に設置している臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ等については、中央制御室で状態確認できる計器に該当するが、周辺環境を監視する設備であることから巡視点検対象とする。

- ② 使用頻度が高い設備で使用前点検により状態が確認できるもの（例：天井走行クレーン、スクラバ付きドラフトチェンバ等）
- ③ 直接目視により確認できないもの（例：保温材で覆われた配管等）
- ④ 保安規定別表 28 に定める放射線測定器類及び添付 2 表－ 1 に定める重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な資機材等で別途管理されているもの

ただし、屋内に設置している臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ等については、保安規定別表 28 に定める放射線測定器類に該当するが、周辺環境を監視する設備であることから巡視点検対象とする。

- ⑤ 物量が多くかつ広範囲に点在しており巡視点検に時間を要するもの（例：屋外消火設備、防火水槽等）

b. 巡視点検を行う設備等（保安規定別表 3）の記載方法

現行の保安規定別表 3 においては、巡視点検担当課長を明示しており、巡視点検担当課長が同じである場合は、最大で設備区分単位で括って記載していた。

今回の保安規定別表 3 においても、現行と同様の考え方で記載する。

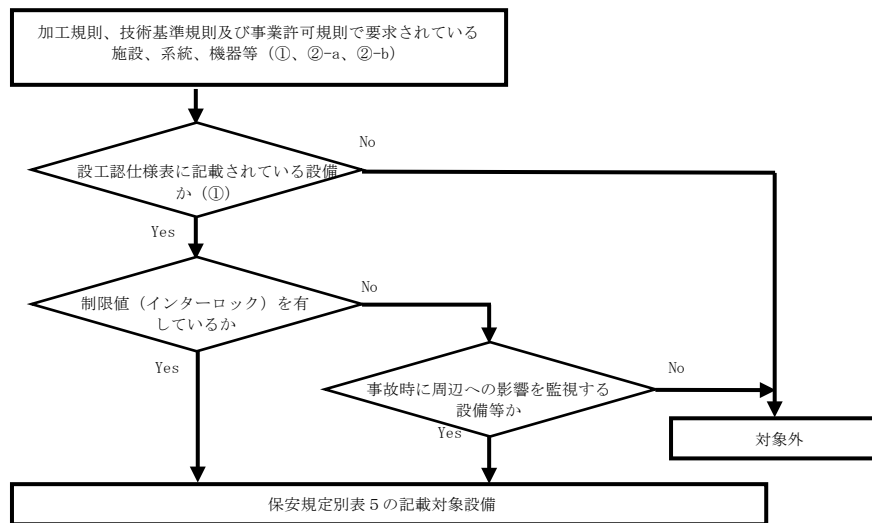
また、保安規定で管理するとしたエリア等については、保安規定の各条文で維持管理を行うとしていることから、当該条文と保安規定別表 3 との関連性を明確にするために巡視点検担当課長が同じであっても、現行どおりエリア等ごとに記載するものとする。

(3) 保安上特に管理を必要とする設備（保安規定別表 5）

a. 保安上特に管理を必要とする設備（保安規定別表 5）に記載する設備の選定

現行の保安規定別表 5 においては、制限値（インターロック）を有する設備（カスケード設備、UF<sub>6</sub>処理設備等）、周辺環境を監視する設備等（非常用設備、放射線監視・測定設備）のほか、インターロックを有せずとも制限値を設定している設備（廃棄物、シリンダ（洗缶））を選定していた。

今回の保安規定別表 5 においては、制限値（インターロック）を有する設備及び周辺環境を監視する設備等を対象とすることに考え方を見直し、図－ 2 に基づき選定した。



図－２ 保安規定別表 5 対象設備選定フロー

b. 保安上特に管理を必要とする設備（保安規定別表 5）の記載方法

現行の保安規定別表 5 においては、保安上特に管理を必要とする設備の設備区分と機器を記載していた。

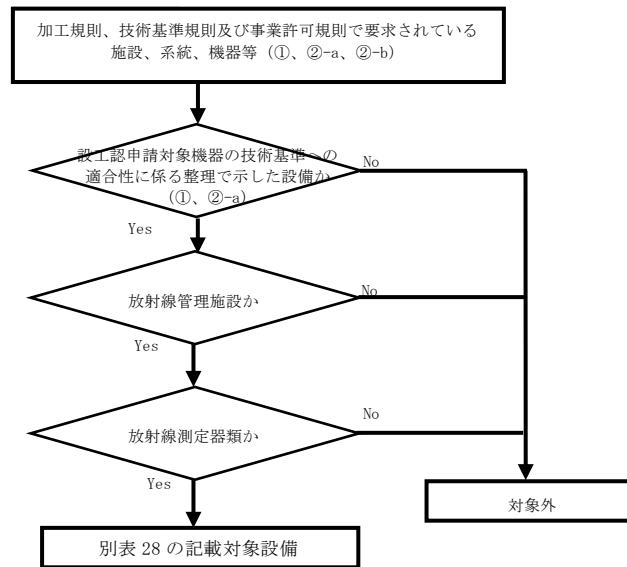
今回の保安規定別表 5 においても、現行と同様の考え方で記載する。

(4) 放射線測定器類（別表 28）

a. 放射線測定器類（別表 28）に記載する設備の選定

現行の保安規定別表 28 においては、保安規定別表 1 の対象としない設備のうち放射線測定器類を記載していた。なお、排気用 HF モニタについては、ウラン濃縮工場の特徴を踏まえ漏えい検知の観点から放射線測定器類としても管理するよう、保安規定別表 28 に記載する設備としていた。

今回の保安規定別表 28 においては、保安規定別表 1 の対象とする設備も含めて、放射線測定器類すべてを保安規定別表 28 に記載することに考え方を見直し、図－3 に基づき選定した。



図－3 保安規定別表 28 対象設備選定フロー

#### B. 放射線測定器類（別表 28）の記載方法

現行の保安規定別表 28 においては、放射線測定器類の測定器名、数量及び点検責任者を記載しており、点検責任者ごとに放射線測定器類を括っていた。

今回の保安規定別表 28 においても、現行と同様の考え方で記載する。

#### 4. 放射線管理施設、安全避難通路等設備の事業変更許可、設工認及び保安規定の関係性

##### (1) 放射線管理施設

##### a. 事業変更許可、設工認の関係性について

保安規定別表 1 に記載した放射線管理施設については、事業変更許可の本文及び設工認の本文の基本設計方針において、放射線監視・測定設備（排気用 HF モニタ等）、試料分析設備（放射能測定装置）、個人管理用測定設備（個人線量計）、出入関係設備（退出モニタ等）、放出管理分析設備（放射能測定装置）、その他の放射線防護設備（放射線防護具類）、その他設備（気象観測機器等）の設備構成となっており、事業変更許可と設工認は整合している。

ただし、設工認の添付書類の設備リスト※1（以下「設備リスト1」という。）では、詳細な各設備名称を省略し、技術基準規則第十九条（放射線管理施設）の適合に係る設備である放射線監視・測定設備としてまとめて記載していた。

※1 設工認添付書類の「設工認申請対象機器の技術基準への適合性に係る整理」をいう。

b. 保安規定と事業変更許可・設工認の関係性について

保安規定別表1に記載する設備については、前述3.(1)a.で示すとおりに選定を行うが、具体的には設備リスト※2（以下「設備リスト2」という。）を基に選定しており、設備リスト2は設備リスト1と同じ設備名称を用いていたため、放射線監視・測定設備と記載していた。

したがって、保安規定別表1においては、放射線監視・測定設備と記載した。

※2 濃縮個別30 加工施設（ウラン濃縮）の設工認申請全体の関係性に係る補足説明資料の「設工認申請対象設備リスト及び添付1-1の設備リスト以外の抽出機器」をいう。

c. 今後の対応

今回の保安規定別表1における放射線管理施設については、事業変更許可等との整合性を図り、前述4.(1)a.のとおり設備ごとに記載するよう、後述6.で示すとおり補正申請で対応する。

(2) 安全避難通路等設備

a. 事業変更許可、設工認の関係性について

保安規定別表1に記載した安全避難通路等設備（非常用照明、誘導灯等）については、事業変更許可の本文及び設工認の本文の基本設計方針において、非常用設備としており、事業変更許可と設工認は整合している。

ただし、設備リスト1では、非常用照明、誘導灯等が上記のとおりではなく、技術基準規則第十三条（安全避難通路等）との紐付けを明確にする意図で安全避難通路等設備と表記していた。

b. 保安規定と事業変更許可・設工認の関係性について

保安規定別表1に記載する設備については、前述3.(1)a.及び3.(2)a.で示すとおりに選定を行うが、具体的には設備リスト2を基に選定しており、設備リスト2は設備リスト1と同じ設備名称を用いていたため、安全避難通路等設備と記載していた。

したがって、保安規定別表1においては、安全避難通路等設備と記載した。

c. 今後の対応

現行の保安規定別表1における安全避難通路等設備については、事業変更許可等との整合性を図り、前述4.(2)a.のとおり非常用設備とするよう、後述6.で示すとおり補正申請で対応する。

5. 放射線管理施設の所掌について

放射線管理施設の各設備については、運転管理課長と放射線管理課長を管理担当課長としている。各課長の所管する設備は、中央制御室で監視できる放射線管理施設を運転管理課長、その他の放射線管理施設を放射線管理担当課長が管理することとしている。

なお、モニタリングポストについては、中央制御室で監視できる設備であるが、事故時の対応等を考慮し、放射線管理課長が管理することとしている。



## 6. 設備所掌における補正申請の対応方針

設備所掌については、これまでの説明内容及び整理内容を踏まえ、補正申請で対応すべき事項があるため、補正申請の対応方針を以下に示す。なお、補正箇所については、添付中の青字及び黄色網掛けで示す。

### (1) 施設の管理及び点検、工事等に関する業務の担当課長（保安規定別表1）

#### a. 設備区分の補正

前述 4. (1)、(2)に示すとおり、放射線管理施設を設備区分ごとに記載し、修正する。

また、安全避難通路設備を非常用設備に変更し、修正する。

#### b. 設備名称の補正

固体廃棄物の廃棄設備の設備名称を修正する。（「固体廃棄物廃棄設備」⇒「固体廃棄物の廃棄設備」に修正）

#### c. 記載の適正化

前述 3. (1)b. に示す記載方法に基づき、管理担当課長と保修担当課長が同じである液体廃棄物保管廃棄区画等の記載を括り、修正する。

### (2) 巡視点検を行う設備等（保安規定別表3）

#### a. 巡視点検を行う放射線監視・測定設備の追加

新設する HF センサについては、前述 3. (2)a. ①で示す中央制御室で監視できる設備（センサ）として整理し、巡視点検対象外としていた。

しかしながら、[前述 3. \(2\)a. ①のただし書き](#)においては、中央制御室で監視できる設備のうち周辺環境を監視する設備については、巡視点検対象設備とすることとしている。

[したがって](#)、HF センサについては、[中央制御室で監視できる設備のうち](#)周辺環境を監視する設備に該当することから、巡視点検対象設備へ追加し、修正する。

#### b. 設備名称の補正

気体廃棄物の廃棄設備及び固体廃棄物の廃棄設備の設備名称を修正する。（「気体廃棄物廃棄設備」⇒「気体廃棄物の廃棄設備」及び「固体廃棄物廃棄設備」⇒「固体廃棄物の廃棄設備」に修正）

#### c. 記載の適正化

前述 3. (2)b. に示す記載方法に基づき、巡視点検担当課長が同じである液体廃棄物保管廃棄区画等の記載を括り、修正する。

### (3) 保安上特に管理を必要とする設備（保安規定別表5）

#### a. [付着ウラン回収設備の補正](#)

現行の保安規定別表5に記載していた付着ウラン回収設備については、[RE-1 設備廃棄物化に係る](#)設工認を申請していないことから、保安規定別表5から一旦削除し、[RE-1 設備廃棄物化に係る](#)設工認の認可後に再度記載することとしていた。

しかしながら、保)濃縮個別 02「事業変更許可及び設工認との整合性に係る補足説明資料」に示すとおり、[RE-1 設備廃棄物化に係る](#)事項については、今回の保安規定の変更対象外としていることから、削除した付着ウラン回収設備を保安規定別表5に追

加し、修正する。

b. 機器名称の補正

注釈における、ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ) の機器名称を修正する。(「廃品シリンダ」⇒「ANSI 又は ISO 規格 48Y (廃品シリンダ)」)

以 上

加工施設保安規定変更内容に係る詳細説明（設備所掌に係る事項）

現行			変更案			変更内容又は補正内容（青囲み箇所）の説明
別表1 施設の管理及び <u>保修</u> に関する業務の担当課長（第8条関係）			別表1 施設の管理及び <u>点検、工事等</u> に関する業務の担当課長（第8条関係）			
施設等	管理担当課長	保修担当課長	施設等	管理担当課長	保修担当課長	
1. 建物	運転管理課長	機械保全課長		—	—	[記載の適正化] 建物について、施設区分が変更になったため、記載位置を「5. その他の加工施設」へ移動した。
2. 上記1. 以外の加工施設	—	—	1. 濃縮施設			[記載方法の変更] 濃縮施設について、本文3.(1)b.に示すとおり、施設区分で括っていた項目を設備区分に変更した。 なお、本表の記載は設備区分を基本として記載しているが、機器レベルでは地震計、カバー、シート等新設した機器も対象とし追加している。
(1) 濃縮施設	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(1) カスケード設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(2) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(3) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			(4) 高周波電源設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	2. 核燃料物質の貯蔵施設	—	—	[記載の適正化] 貯蔵専用区域及び加工工程内の保管区域について、現行では貯蔵設備であるシリンダ、シリンダ置台及び搬送設備である天井走行クレーン、シリンダ搬送台車等を含めて貯蔵専用区域又は加工工程内の保管区域として記載していたが、設備区分ごとに記載することに変更した。
(1) 貯蔵専用区域	運転管理課長	機械保全課長	(1) 貯蔵設備	運転管理課長	機械保全課長	
(2) 加工工程内の保管区域	運転管理課長	機械保全課長	(2) 搬送設備	運転管理課長	機械保全課長	
(3) 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	3. 放射性廃棄物の廃棄施設	—	—	気体廃棄物廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-1 他》
(1) 気体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 気体廃棄物の廃棄設備	—	—	専用の容器について、機器名称を適正化した。
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用容器	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室及びIF <sub>7</sub> ポンベ（保管廃棄用）	廃棄物管理課長	機械保全課長	気体廃棄物廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-1 他》
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) 上記以外の気体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
(2) 液体廃棄物廃棄設備	—	—	(2) 液体廃棄物の廃棄設備	—	—	液体廃棄物廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-5 他》
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用容器の置台	廃棄物管理課長	機械保全課長	(1) 付着ウラン回収廃棄物室、液体廃棄物保管廃棄区画（IF <sub>7</sub> ポンベ置台）、液体廃棄物保管廃棄区画、固形化処理待ち機械油置場及び固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	専用容器の置台について、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-2 No.212》 廃油保管廃棄場所について、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-2 No.211》
b. 廃油保管廃棄場所			2. 固形化処理待ち機械油置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	[補正対応] 現行2.(3)②b.～d.について、本文6.(1)c.に示すとおり、記載位置を変更し補正する。
c. 固形化処理待ち機械油置場			3. 固形化処理作業場所	廃棄物管理課長	機械保全課長	
d. 固形化処理作業場所			(2) 上記①～④以外の液体廃棄物の廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	[記載の適正化] 液体廃棄物廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-5 他》
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(3) 固体廃棄物の廃棄設備	—	—	固体廃棄物の廃棄設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-12 他》
(3) 固体廃棄物廃棄設備	—	—	(1) 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	[補正対応] 固体廃棄物の廃棄設備について、本文6.(1)b.に示すとおり、設備名称を修正し補正する。《濃縮個別02 添付1-1 No.12-12 他》
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	機械保全課長	(2) 上記以外の固体廃棄物の廃棄設備	廃棄物管理課長	機械保全課長	
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—	4. 放射線管理施設	—	—	[記載の適正化] 放射線管理施設について、本文3.(1)b.に示すとおり、設備区分を追加した。 排気用モニタ及び換気用モニタについて、本文3.(1)b.に示すとおり、記載位置を変更した。
(4) 放射線管理施設	—	—	(1) 放射線監視・測定設備	—	—	[設備の新設] HFセンサについて、設工認の反映に伴い追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.13-2 他》
(1) 臨界警報装置、排気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長	(1) 排気用HFモニタ、換気用モニタ、排気用モニタ、HFセンサ、臨界警報装置	運転管理課長	電気計装保全課長	
(2) 排気用HFモニタ、換気用モニタ	運転管理課長	電気計装保全課長				
(3) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	(2) エアスニッフア	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	[管理所掌の変更] モニタリングポストについて、保修担当課長を放射線管理課長から電気計装保全課長へ変更したことから、記載を修正した。
			(3) モニタリングポスト	放射線管理課長	電気計装保全課長	

現行			変更案			変更内容又は補正内容（青囲み箇所）の説明
④ 上記①、②、③以外の放射線管理施設	放射線管理課長	放射線管理課長	④ 上記①、②、③、④以外の放射線監視・測定設備	放射線管理課長	放射線管理課長	<p>[記載方法の変更] 放射線管理施設について、本文3.(1)b.に示すとおり、設備区分に変更した。</p> <p>[補正対応] 放射線管理施設について、本文6.(1)a.に示すとおり、設備区分を追加し補正する。(4.(2)～(5))</p> <p>[記載の適正化] その他加工施設の付属施設について、設工認の反映に伴い、施設名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.15-1 他》 非常用通報設備（ページング装置）について、設工認の反映に伴い、通信連絡設備に変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.16-1 他》 非常用電源設備について、設工認の反映に伴い、非常用設備に変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.15-1 他》 なお、本表の記載は設備区分を基本として記載しているが、機器レベルでは遠隔消火設備等新設した機器も対象とし追加している。 分析設備について、核燃料物質の検査設備に適正化した。 計量設備について、核燃料物質の計量設備に適正化した。</p> <p>[補正対応] 安全避難通路等設備について、本文6.(1)a.に示すとおり、削除し補正する。(非常用設備に含める)</p> <p>[設備の新設] 溢水防護設備について、設工認の反映に伴い、設備を追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.6-2》 竜巻防護設備について、設工認の反映に伴い、設備を追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.5-4》 重大事故等対処資機材（貯水槽）について、設工認の反映に伴い、設備を追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.17-5》</p>
(5) その他加工設備の附属施設	—	—	② 放出管理分析設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
① 非常用通報設備	運転管理課長	電気計装保全課長	③ 試料分析関係設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
② 非常用電源設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	④ 出入管理関係設備	—	—	
③ 分析設備	運転管理課長	機械保全課長	① シャワー	放射線管理課長	機械保全課長	
④ 計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	② 上記以外の出入管理設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
⑤ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	⑤ その他設備	放射線管理課長	放射線管理課長	
⑥ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	5. その他の加工施設	—	—	
			① 非常用設備	運転管理課長	機械保全課長及び電気計装保全課長*	
			② 核燃料物質の検査設備	運転管理課長	機械保全課長	
			③ 核燃料物質の計量設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			④ 洗缶設備	運転管理課長	機械保全課長	
			⑤ 除染設備	運転管理課長	機械保全課長	
			⑥ 通信連絡設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			⑦ 安全避難通路等設備	運転管理課長	電気計装保全課長	
			⑦ 溢水防護設備	運転管理課長	機械保全課長	
			⑧ 竜巻防護設備	運転管理課長	機械保全課長	
			⑨ 重大事故等対処資機材	機械保全課長	機械保全課長	
			⑩ 建物	運転管理課長	機械保全課長	
						*：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長
						*：機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長

現行	変更案	変更内容又は補正内容(青囲み箇所)の説明
別表3 巡視点検を行う設備等(第16条関係)	別表3 巡視点検を行う設備等(第16条関係)	
巡視点検を行う設備等	巡視点検を行う設備等	
(1) 建屋	—	[記載の適正化] 建物について、設備区分の変更に伴い、記載位置を「5. その他加工施設」へ変更及び全ての建屋の巡視点検課長が運転管理課長であるため、本文3.(2)b.に示すとおり、設備区分で括って記載した。
① ウラン濃縮建屋	運転管理課長	—
② ウラン貯蔵・廃棄物建屋	—	—
a. A ウラン貯蔵室、B ウラン貯蔵室、C ウラン貯蔵室、	運転管理課長	—
搬出入室	—	—
b. B ウラン濃縮廃棄物室	—	—
③ 補助建屋	運転管理課長	—
④ ウラン濃縮廃棄物建屋	運転管理課長	—
⑤ 使用済遠心機保管建屋	運転管理課長	—
—	—	—
(2) カスケード設備	運転管理課長	—
(3) UF <sub>6</sub> 処理設備	運転管理課長	—
(4) 均質・ブレンディング設備	運転管理課長	—
(5) 付着ウラン回収設備	運転管理課長	—
—	—	—
(6) 核燃料物質の貯蔵施設	—	—
① 貯蔵専用区域	運転管理課長	—
② 加工工程内の保管区域	運転管理課長	—
—	—	—
(7) 放射性廃棄物の廃棄設備	—	—
① 気体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器	廃棄物管理課長	—
b. 上記以外の気体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	—
—	—	—
② 液体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 付着ウラン回収廃棄物室及び専用の容器の置台	廃棄物管理課長	—
b. 廃油保管廃棄場所	—	—
c. 固形化処理待ち機械油置場	—	—
d. 固形化処理作業場所	—	—
e. 上記以外の液体廃棄物廃棄設備	運転管理課長	—
③ 固体廃棄物廃棄設備	—	—
a. 保管廃棄待ちスラッジ置場	廃棄物管理課長	—
b. 上記以外の固体廃棄物廃棄設備	—	—
—	—	—
(8) 放射線監視・測定設備	—	—
① 臨界警報装置、排気用モニタ、排気用 HF モニタ、換気用モニタ	運転管理課長	—
② エアスニッファ	運転管理課長	—
—	—	—
(9) 非常用電源設備	運転管理課長	—
—	—	—
(10) 洗缶設備	運転管理課長	—
(11) 除染設備	運転管理課長	—
(12) 高周波電源設備	運転管理課長	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

現行	変更案	変更内容又は補正内容（青囲み箇所）の説明																																																		
<p>別表5 保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係） 設備・機器等</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">カスケード設備</td></tr> <tr><td>廃棄物</td><td>使用済みNaF スラッジ 分析沈殿物</td></tr> <tr><td>シリンダ等（洗缶）</td><td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 中間製品容器</td></tr> <tr><td>UF<sub>6</sub>処理設備</td><td>槽 コールドトラップ</td></tr> <tr><td>均質・ブレンディング設備</td><td>槽 コールドトラップ</td></tr> <tr><td>付着ウラン回収設備</td><td>槽 コールドトラップ</td></tr> <tr><td>シリンダ類（過充填防止）</td><td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（熱的制限）</td><td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（吊上げ高さ制限）</td><td>製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td></tr> <tr><td>非常用通報設備</td><td>ベージング装置</td></tr> <tr><td>気体廃棄物廃棄設備</td><td>排風機</td></tr> <tr><td>液体廃棄物廃棄設備</td><td>槽類</td></tr> <tr><td>放射線監視・測定設備</td><td>排気用モニタ 換気用モニタ</td></tr> </table> <p>（注）劣化ウランの詰替えに用いる廃品シリンダに限る。</p>	カスケード設備		廃棄物	使用済みNaF スラッジ 分析沈殿物	シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 中間製品容器	UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ	付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ	シリンダ類（過充填防止）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（吊上げ高さ制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	非常用通報設備	ベージング装置	気体廃棄物廃棄設備	排風機	液体廃棄物廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ	<p>別表5 保安上特に管理を必要とする設備（第22条関係） 設備・機器等</p> <table border="1"> <tr><td colspan="2">カスケード設備</td></tr> <tr><td>UF<sub>6</sub>処理設備</td><td>槽 コールドトラップ ロータリポンプ</td></tr> <tr><td>均質・ブレンディング設備</td><td>槽 コールドトラップ サンプル小分け装置 局所排気装置 ロータリポンプ</td></tr> <tr><td>付着ウラン回収設備</td><td>槽 コールドトラップ 高周波インバータ装置</td></tr> <tr><td>シリンダ類（過充填防止）</td><td>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（熱的制限）</td><td>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>シリンダ類（吊上げ高さ制限）</td><td>ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器</td></tr> <tr><td>非常用設備</td><td>ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置</td></tr> <tr><td>気体廃棄物の廃棄設備</td><td>排風機</td></tr> <tr><td>液体廃棄物の廃棄設備</td><td>槽類</td></tr> <tr><td>放射線監視・測定設備</td><td>排気用モニタ 換気用モニタ 排気用HFモニタ HFセンサ モニタリングポスト</td></tr> </table> <p>（注）劣化ウランの詰替えに用いるANSI又はISO規格48Y（廃品シリンダ）に限る。</p>	カスケード設備		UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ ロータリポンプ	均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ サンプル小分け装置 局所排気装置 ロータリポンプ	付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ 高周波インバータ装置	シリンダ類（過充填防止）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（熱的制限）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	シリンダ類（吊上げ高さ制限）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器	非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置	気体廃棄物の廃棄設備	排風機	液体廃棄物の廃棄設備	槽類	放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ 排気用HFモニタ HFセンサ モニタリングポスト	<p>[設備選定の考え方の見直し] 廃棄物及びシリンダ等（洗缶）について、本文3.(3)a.に示すとおり、削除した。なお、廃棄物については、保安規定第23条（臨界安全管理）第8項にて、シリンダ等（洗缶）については、保安規定第23条（臨界安全管理）第9項にて管理する。</p> <p>ロータリポンプについて、本文3.(3)a.に示すとおり、機器を追加した。</p> <p>サンプル小分け装置、局所排気装置、ロータリポンプについては、本文3.(3)a.に示すとおり、機器を追加した。</p> <p>[補正対応] 付着ウラン回収設備について、本文6.(3)a.に示すとおり、再度記載し補正する。</p> <p>[設備選定の考え方の見直し] 高周波インバータ装置について、本文3.(3)a.に示すとおり、機器を追加した。 [記載の適正化] シリンダ（ANSI又はISO規格30B）、シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）について、設工認の反映に伴い、機器名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-2 No.194》</p> <p>非常用電源設備について、設工認の反映に伴い、設備名称を変更した。《濃縮個別02 添付1-1 No.15-1他》</p> <p>[設備選定の考え方の見直し] ベージング装置について、本文3.(3)a.に示すとおり、削除した。</p> <p>[設備選定の考え方の見直し] 排気用HFモニタ及びモニタリングポストについて、本文3.(3)a.に示すとおり、機器を追加した。 [設備の新設] HFセンサについて、設工認の反映に伴い追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.13-2他》</p> <p>[補正対応] 廃品シリンダについて、本文6.(3)b.に示すとおり、修正し補正する。</p>
カスケード設備																																																				
廃棄物	使用済みNaF スラッジ 分析沈殿物																																																			
シリンダ等（洗缶）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 中間製品容器																																																			
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ																																																			
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ																																																			
付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ																																																			
シリンダ類（過充填防止）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（熱的制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	製品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格30B） 原料シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 廃品シリンダ（ANSI又はISO規格48Y） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
非常用電源設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																			
非常用通報設備	ベージング装置																																																			
気体廃棄物廃棄設備	排風機																																																			
液体廃棄物廃棄設備	槽類																																																			
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ																																																			
カスケード設備																																																				
UF <sub>6</sub> 処理設備	槽 コールドトラップ ロータリポンプ																																																			
均質・ブレンディング設備	槽 コールドトラップ サンプル小分け装置 局所排気装置 ロータリポンプ																																																			
付着ウラン回収設備	槽 コールドトラップ 高周波インバータ装置																																																			
シリンダ類（過充填防止）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（熱的制限）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ）（注） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
シリンダ類（吊上げ高さ制限）	ANSI又はISO規格30B（製品シリンダ及び廃品シリンダ） ANSI又はISO規格48Y（原料シリンダ及び廃品シリンダ） 中間製品容器 付着ウラン回収容器																																																			
非常用設備	ディーゼル発電機 直流電源設備 無停電電源装置																																																			
気体廃棄物の廃棄設備	排風機																																																			
液体廃棄物の廃棄設備	槽類																																																			
放射線監視・測定設備	排気用モニタ 換気用モニタ 排気用HFモニタ HFセンサ モニタリングポスト																																																			

現行			変更案			変更内容又は補正内容(青囲み箇所)の説明
別表28 放射線測定器類(第66条関係)			別表28 放射線測定器類(第66条関係)			
測定器名	数量	点検責任者	測定器名	数量	点検責任者	
・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	
・汚染サーベイメータ	10台		・汚染サーベイメータ	10台		
・ダストサンプラ	7台		・ダストサンプラ	7台		
・可搬式HF検知警報装置	7台		・可搬式HF検知警報装置	7台		
・退出モニタ	1台		・退出モニタ	1台		
・放射能測定装置	3台		・放射能測定装置	3台		
・積算線量計	1式		・積算線量計 <sup>*3</sup>	1式		
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式		・個人線量計(警報付電子線量計)	1式		
・ <u>モニタリングポスト</u>	<u>3式</u>		・ <u>放射能観測車</u> <sup>*3</sup>	<u>1台</u>		
・ <u>気象観測機器</u> <sup>*1</sup>	1式		・ <u>放射能観測車</u> <sup>*3</sup>	<u>1台</u>		
・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	・エアスニッファ	採取口65	機械保全課長及び電気計装保全課長 <sup>*2</sup>	[設備選定の考え方の見直し] 放射能観測車について、本文3.(4)a.に示すとおり、機器を追加した。
・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	・排気用HFモニタ	2台	電気計装保全課長	排気用モニタ、換気用モニタ、臨界警報装置について、本文3.(4)a.に示すとおり、機器を追加した。
			・ <u>排気用モニタ</u>	<u>2台</u>		[設備の新設]
			・ <u>換気用モニタ</u>	<u>2台</u>		HFセンサについて、設工認の反映に伴い追加した。《濃縮個別02 添付1-1 No.13-2 他》
			・ <u>HFセンサ</u>	<u>30台</u>		[管理所掌の変更]
			・ <u>臨界警報装置</u>	<u>1式</u>		モニタリングポストについて、点検責任者を放射線管理課長から電気計装保全課長へ変更したことから、記載箇所を変更した。
			・ <u>モニタリングポスト</u> <sup>*3</sup>	<u>3台</u>	[記載の適正化]	モニタリングポストについて、数量単位を変更した。 廃棄物埋設施設と共用することを明確化した。
*1: 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			*1: 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射収支計			
*2: 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長 <u>(新規追加)</u>			*2: 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装設備は電気計装保全課長			
			*3: <u>廃棄物埋設施設と共用する。</u>			